

犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律案に対する修正案

犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律案の一部を次のように修正する。

第七条に次の一項を加える。

5 検察官は、広報活動等を通じて、第一項の規定により公告した事項を周知するよう努めるものとする。

第十三条中「申請人」を「資格裁定を受けた者（資格裁定を受けた者がいないときは、申請人）」に改める。

第十九条に次の一項を加える。

5 検察官は、広報活動等を通じて、第一項の規定により公告した事項を周知するよう努めるものとする。

附則に次の一条を加える。

（検討）

第四条 政府は、この法律の施行の状況等を勘案し、第三十四条（第三十九条において準用する場合を含む。）の規定により一般会計の歳入に繰り入れるものとされている給付資金の額に相当する金額を犯罪被害者等の援助を行う団体の支援に必要な経費に充てるための制度の導入について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。